

# 改定八潮市建築物耐震改修促進計畫



平成28年10月

八 潮 市



## 目 次

### 第1章 はじめに

1 計画改定の背景 .....	1
2 埼玉県、八潮市の被害想定及び地域防災計画との関連性 .....	3
(1) 埼玉県の被害想定	
(2) 八潮市の被害想定	
(3) 八潮市地域防災計画と本計画との関連性	

### 第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 建築物の耐震化の現状及び目標設定 .....	4
(1) 住 宅	
(2) 多数の者が利用する建築物	

### 第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針 .....	9
2 各取組における具体的な施策 .....	9
(1) 住 宅	
(2) 多数の者が利用する建築物（公共建築物）	
(3) 多数の者が利用する建築物（民間建築物）	
(4) その他地震災害に関する取組	

### 第4章 支援体制

1 彩の国既存建築物地震対策協議会 .....	14
2 応急危険度判定士体制の整備 .....	14

### 第5章 耐震化を促進するための新たな課題

.....	14
資料 1 特定既存耐震不適格建築物一覧表 .....	15
資料 2 市有建築物一覧表 .....	17
資料 3 地震発生時に通行を確保すべき道路 .....	19



## 第1章 はじめに

### 1 計画改定の背景

八潮市建築物耐震改修促進計画は、平成21年7月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第5条に基づき、国が示す「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「埼玉県建築物耐震改修促進計画」を勘案しつつ、「八潮市総合計画」及び「八潮市地域防災計画」との整合を図り策定したものである。

当計画は、市民等の生命と財産を守るため、地震により想定される被害の低減を目指し、効果的な施策を検討することにより、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進することを目的とした計画である。

当計画が平成27年度をもって終期となったことから、新たに計画期間を平成28年度から平成32年度までとした本計画を策定するものである。

なお、「埼玉県建築物耐震改修促進計画」が平成28年3月に改定されたことに伴い、その計画を勘案し、耐震改修促進法第6条に基づき改定を行うものである。

## 計画改定の経過

本計画の改定に至るまでの主な経過は次のとおりである。

年 月 日	経 過	備 考
昭和 56 年 6 月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成 7 年 1 月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度 7
平成 7 年 10 月	耐震改修促進法制定	
平成 13 年 3 月	第 4 次八潮市総合計画策定	
平成 16 年 10 月	新潟中越地震	最大震度 7
平成 18 年 1 月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 (以下「基本方針」という。)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定される。
平成 19 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進 計画策定	平成 27 年度の耐震化率の目標設定
平成 21 年 7 月	八潮市建築物耐震改修促進 計画策定	平成 27 年度の耐震化率の目標設定
平成 23 年 3 月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度 7
平成 25 年 10 月	基本方針の改正告示	平成 32 年までに住宅の耐震化率 95%の目標が示される。
平成 25 年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取り組みが強化される。
平成 26 年 3 月	八潮市地域防災計画改正	
平成 27 年 3 月	首都直下型地震緊急対策推進 基本計画閣議決定	平成 32 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標が示される。
平成 28 年 2 月	八潮市地域防災計画改正	
平成 28 年 3 月	第 5 次八潮市総合計画策定	
平成 28 年 3 月	改定埼玉県建築物耐震改修促 進計画策定	平成 32 年度の耐震化率の目標設定
平成 28 年 4 月	平成 28 年熊本地震	最大震度 7
平成 28 年 10 月	改定八潮市建築物耐震改修促 進計画策定	

## 2 埼玉県、八潮市の被害想定及び地域防災計画との関連性

### (1) 埼玉県の被害想定

県では、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」により、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、深谷断層帯・綾瀬川断層地震（関東平野北西縁断層帯地震）及び立川断層帯地震の5つのタイプの地震発生を想定し、被害予測をしている。

なかでも、今後30年以内の発生確率が70%とされる東京湾北部地震においては、建物の全壊が約13,000棟、半壊が約43,000棟、死者・負傷者数が約8,000人、一週間後の避難者数が約54,000人と想定している。

### (2) 八潮市の被害想定

市では、最も大きな被害をもたらすと想定されている東京湾北部地震（M7.3）において、全壊数962棟、半壊数3,227棟、死者36人、負傷者548人（重傷者56人、軽症者492人）、一週間後の避難者数が4,545人と想定している。

### (3) 八潮市地域防災計画と本計画との関連性

市では、地震などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、八潮市地域防災計画で予防対策や応急対策などを定めている。

八潮市地域防災計画【震災対策編】第2部震災予防計画 第3節防災計画まちづくり計画 第2まちづくり計画において、防災都市づくり基本方針と今後の事業計画の概要として、耐震・耐火建築物の建築促進、耐震化対策、公共建築物の耐震・耐火対策等について明記されている。

また、「八潮市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の促進を図るものとする明記されている。

## 第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

### 1 建築物の耐震化の現状及び目標設定

市内における「住宅」及び「多数の者が利用する建築物（幼稚園又は保育園では、階数が2以上、かつ、延べ面積が500㎡以上、小中学校又は老人ホーム等では、階数が2以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上、学校、病院、集会場、事務所、ホテル、賃貸住宅、工場等では、階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上、体育館では、延べ面積が1,000㎡以上の建築物）」の平成32年度の耐震化率の目標は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

また、全ての建築物の耐震化を促進することが必要であることから、本計画の目標年次である平成32年度以降も引き続き、耐震化を促進する。

#### (1) 住宅

平成27年度の住宅の耐震化の現状は、住宅総数21,030棟（e）のうち耐震性のある住宅が16,922棟（c+d）で、耐震化率は81%である。

この計画において平成32年度末における住宅の耐震化率の目標を95%と設定する。

【表2-1】住宅の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)
	耐震性なし		耐震性あり			
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
現在 (H28.4.1)	5,148	4,108	1,040	15,882	21,030	81%
目標 (H33.3.31)	3,988	1,118	2,870	18,192	22,180	95%

平成32年度までに耐震改修が必要な棟数を推計するため、平成32年度における住宅総数を、過去の年間住宅着工件数を参考に求めた。

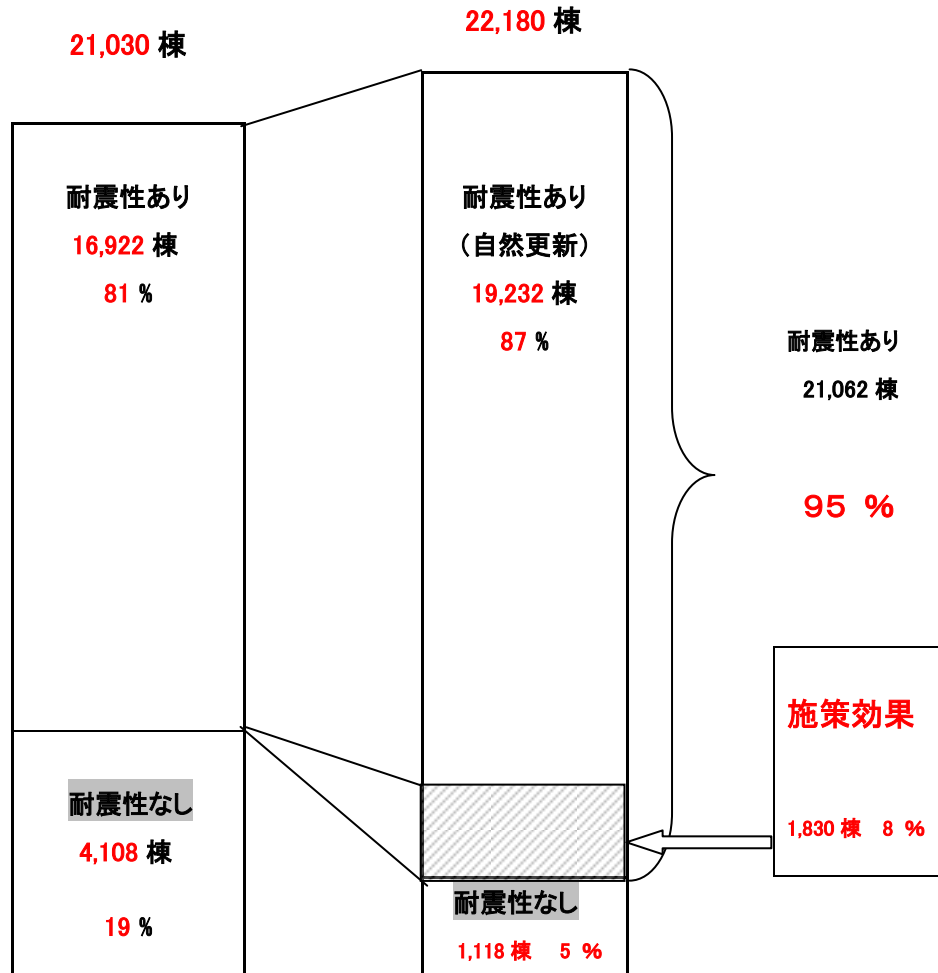
住宅の耐震改修、建て替え及び土地区画整理事業に伴う移転建築物による傾向（以下「自然更新」という。）から予測される耐震化の推移は、図2-1のグラフのとおりであり、平成32年度における耐震性ありの棟数は、19,200棟余と推計される。

このことから、平成32年度の目標耐震化率を達成するには、**施策効果**（市の施策として改修を促進すべき効果）により約1,800棟の住宅の耐震化を図ることが必要である。



# 耐震化の推移

図 2 - 1 自然更新による見込みと施策効果



平成28年4月1日

平成32年度

(施策効果)

16,922 棟内訳

19,232 棟内訳

- 新耐震基準  
→ 15,882 棟 (d)
- 旧耐震基準  
→ 1,040 棟 (c)

- 新耐震基準  
→ 18,192 棟
- 旧耐震基準  
→ 1,040 棟

## (2) 多数の者が利用する建築物

### ①□ 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状は86%である。

建築物の用途別で耐震化率が高いのは、劇場・集会場等、店舗、ホテル・旅館等が100%、次いで、社会福祉施設等の93%の順となっている。

【表2-2】多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

市有建築物 及び 民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以 降の新耐震基準 の建築物	計	耐震化率 (%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	27	0	27	6	33	100%
病院・診療所	3	3	0	10	13	77%
劇場・集会場等	0	0	0	5	5	100%
店舗	0	0	0	2	2	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	1	1	100%
賃貸住宅等	24	19	5	77	101	81%
社会福祉施設等	1	1	0	14	15	93%
消防庁舎	—	—	—	1	1	100%
その他一般庁舎	1	1	0	1	2	50%
その他	12	12	0	67	79	85%
計	68	36	32	184	252	86%

- ・ 調査時点：平成28年3月31日現在
  - ※ 「学校」とは、小学校、中学校及び幼稚園など
  - ※ 「劇場・集会場等」とは、劇場、集会場、映画館及び公会堂など
  - ※ 「ホテル・旅館等」とは、ホテル、旅館及び宿泊施設など
  - ※ 「賃貸住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舍、下宿、市営住宅など
  - ※ 「社会福祉施設等」とは、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、保育園及びその他これらに類するもの
  - ※ 「その他」とは、運動施設、遊技場、事務所及び工場など
  - ※ 旧耐震基準の建築物のうち耐震診断を行っていない建築物は、「耐震性なし」とした。
  - ※ 特定既存耐震不適格建築物の用途区分、規模要件は（資料1 参照）のこと。
  - ※ 特定既存耐震不適格建築物とは、昭和56年5月以前に建築された耐震性の確保されていない建築物をいう。

【表 2-3】市有建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

市有建築物	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物			昭和 56 年 6 月 以降の新耐震 基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	耐震性なし		耐震性あり			
	a	b				
学校	27	—	27	4	31	100%
病院・診療所	—	—	—	—	—	—
劇場・集会場等	0	0	0	3	3	100%
店舗	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸住宅等	3	—	3	1	4	100%
社会福祉施設等	1	1	0	2	3	67%
消防庁舎	—	—	—	1	1	100%
その他一般庁舎	1	1	0	1	2	50%
その他	1	1	0	3	4	75%
計	33	3	30	15	48	94%

(資料 2 参照)

【表 2-4】民間建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

民間建築物	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物			昭和 56 年 6 月 以降の新耐震 基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	耐震性なし		耐震性あり			
	a	b				
学校	—	—	—	2	2	100%
病院・診療所	3	3	0	10	13	77%
劇場・集会場等	0	0	0	2	2	100%
店舗	0	0	0	2	2	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	1	1	100%
賃貸住宅等	21	19	2	76	97	80%
社会福祉施設等	0	0	0	12	12	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	11	11	0	64	75	85%
計	35	33	2	169	204	84%

※ 旧耐震基準の建築物のうち耐震診断を行っていない建築物は、「耐震性なし」とした。

## ② 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は、市有建築物及び民間建築物ごとに次のとおり定める。

		現計画の目標 平成27年度	改定後の目標 平成32年度	平成27年度 実績
多数の者が利用 する建築物	市有	100%	100%	94%
	民間	90%	95%	84%

## 第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

### 1 耐震化の促進に向けた取組方針

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となる。

そこで、市は、耐震化目標を設定し、地震発生時の被害を軽減するための働きかけや支援、施策等に取り組む。

### 2 各取組における具体的な施策

#### (1) 住 宅

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて災害発生後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられる。

このため、市としては住宅の耐震化を積極的に進めるものとするが、住宅については所有者の防災に対する意識や、耐震化への費用の問題など耐震化を妨げる要因も多いことから、所有者等の意識啓発を図るとともに情報の提供や助成制度のPR等により、住宅の耐震化を促進する。

#### ① 耐震改修等支援の実施

市は、住宅の耐震化を促進するため、現在実施している耐震化に関する補助金交付制度を引き続き行い、所有者の費用負担の軽減を図る。

#### ◎耐震診断補助 (平成28年4月現在)

**対象建築物** : 昭和56年5月31日以前に建築確認通知を受け、工事着手された木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅、又は併用住宅(延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの)

**補助金の額** : 耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額で、50,000円を限度とした額

**対象となる耐震診断** : 建築士法による一級建築士、二級建築士または木造建築士の資格を有した県等の実施する耐震診断講習会を受講終了したものが行った耐震診断

### ◎耐震改修補助 (平成28年4月現在)

対象建築物	: 耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満であると判定されたもの
補助金の額	: 耐震改修工事に要した費用の23%に相当する額で、 <b>250,000円</b> を限度とした額 なお、申込み者が65歳以上の場合で、耐震改修に要した費用が300,000円を超える場合には、 <b>150,000円</b> を加算する。
対象となる耐震改修	: 耐震診断による総合評価1.0未満の建物について、1.0以上になるように補強工事を行うもの

なお、補助金交付制度開始後、利用者が少ないことから、今後の取組として次の事項について検討する。

- ・補助金交付制度の拡充  
(耐震シェルター、耐震ベッド設置に対する補助金交付制度)
- ・平成28年2月に「八潮市まちの景観と空家等対策計画」等が策定されたことに伴い、空家対策と併せて活用しやすい補助金交付制度への見直し

### ② 相談窓口の設置及び情報提供

市は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を引き続き実施する。

なお、相談窓口では、次の事項に関する情報を提供する。

- ・耐震診断及び耐震改修の助成制度の概要、税制措置等
- ・耐震改修の方法等
- ・その他、耐震化に関する情報

### ③ リーフレットの配布及び出前講座等による啓発

啓発リーフレット等により、戸建住宅の耐震改修、家具の転倒対策及び耐震シェルターの設置を紹介するとともに、耐震改修に伴う税制優遇の周知を図る。

また、町会、自治会及び各種団体等からの要請に応じた出前講座の開催、防災訓練等各種イベント時において耐震化の必要性や耐震改修等補助金交付制度の周知により、市民の防災意識の普及啓発を図る。

さらに、木造住宅の無料簡易耐震診断の実施による住宅の耐震化の促進を図る。

## (2) 多数の者が利用する建築物（公共建築物）

市が所有する建築物は、災害時において、学校は避難場所となり、また、庁舎は被害情報収集や災害対策指示の場所となるなど、多くの建築物が応急活動の拠点となる。

このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能も求められることから、建築物の耐震化を適正に推進する。

市は、**公共施設マネジメント基本計画**に基づき、耐震診断の結果、耐震性が確保されていない建築物については耐震化等を図る。

また、各公共建築物の耐震化情報について、公開に努める。

### ※ 耐震性が確保されていない建築物

- ・市役所本庁舎
- ・文化スポーツセンター
- ・中央保育所、職員住宅

### (3) 多数の者が利用する建築物（民間建築物）

多数の者が利用する民間建築物は、地震が発生した場合には大きな被害が想定されることから、耐震化の促進については、住宅と同様、所有者等への意識啓発や負担軽減が重要である。

このため、県の補助制度の活用や耐震改修の必要性について啓発を図る。

なお、県の権限となる民間建築物の耐震性が確保されていない建築物は、市としても適切な役割分担により、県と連携し、耐震化の促進を図る。

埼玉県の取組は、次のとおりである。

#### ① 各種支援の実施

県は、多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化を促進するため、耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

#### ② 耐震サポーター登録制度

県では、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口のひとつとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けている。

また、県では耐震サポーターの名簿を作成、公表をしており、建築所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう、周知に努める。

#### ③ 耐震マーク表示制度

県は、耐震改修促進法第22条の規定に基づき、耐震認定マークを表示するための建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請があった場合、その内容を精査し、認定を行う。

また、県のホームページ等を通じて耐震認定マークについての周知を行う。

#### ④ 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

市は、県と連携し震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化に取り組む。

なお、緊急輸送道路は、埼玉県の緊急輸送道路として定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路とする。 **(資料3 参照)**



#### (4) その他地震災害に関する取組

##### ① 地震保険の加入促進

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果がある。

平成26年度の地震保険の加入率は、全国平均で約28.8%、埼玉県の加入率が約30%となっている。

市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の加入促進を図る。

##### ② ブロック塀倒壊の防止対策

市は、地震時のブロック塀の倒壊による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、対象物の調査の実施や、倒壊防止の普及啓発及び改修等の指導を行う。

##### ③ 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

市は県と連携し、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

##### ④ 地震ハザードマップの活用

市が作成した地震ハザードマップにより、地震による建物被害や液状化等の被害想定並びに地震災害に関する情報、災害時の備え及び避難場所等の周知を図る。

## 第4章 支援体制

### 1 彩の国既存建築物地震対策協議会

市は、埼玉県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」（平成10年1月創設）を活用し、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報の交換、調査研究及び耐震相談窓口等の事業を行い、埼玉県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的としている。

平成28年4月時点において75会員（埼玉県、63市町村、及び11建築関係団体）で構成されている。

### 2 応急危険度判定士体制の整備

市では、建築物が被災した際、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や市民の安全の確保を図るため、「八潮市被災建築物応急危険度判定要綱」を定め、また、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じて応急危険度判定の模擬訓練、市による参集連絡訓練を実施している。

今後は、市内在住の応急危険度判定士を対象に、模擬訓練や講習会を開催するなど、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制の充実を図る。

#### 【参考】

応急危険度判定士数 （平成28年7月1日 現在）

市内在住 応急危険度判定士 ⇒ 40名

（40名のうち、アンケートにより18名が判定活動に参加できると回答）

市職員 応急危険度判定士 ⇒ 20名

## 第5章 耐震化を促進するための新たな課題

平成28年4月に発生した熊本地震では、新耐震基準により建築された住宅についても、多数の倒壊があったことが国等の調査により報告されている。

これは耐力壁の設置のバランスへの考慮や柱とはりや土台等の接合部に金物を施工する基準が改正された平成12年以前の建物であるとされている。

このような状況を踏まえ、今後は新耐震基準の建物についても、工事施工中の現場パトロールによる金物施工のPRや無料簡易耐震診断の積極的実施、補助金交付制度の見直しにより耐震化の促進を図るものとする。

なお、今後の耐震化に向けての取組については、法改正等、国の動向に注視し、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

資料 1

特定既存耐震不適格建築物一覧表 (耐震改修促進法第 14 条関連)

耐震改修促進法	耐震改修促進法の用途区分		特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (地上階数、延床面積)
法第 14 条第 1 号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		賃貸住宅 (共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		幼稚園、保育園	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上
		博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上

	保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
法第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
法第14条第3号	地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行の妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあり、その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

## 資料 2

## 市有建築物一覧表

## (1) 旧耐震基準の市有特定既存耐震不適格建築物

No	施設名称	棟の用途	建築年次	延床面積 (㎡)	耐震改修工事
1	八潮市役所	事務棟、議会棟	S 4 6	6,093	
2	文化スポーツセンター	体育館	S 5 2	4,636	
3	中央保育所 (職員住宅を含む)	保育室、職員住宅	S 4 8	2,593	
4	市営宮田団地	市営賃貸住宅	S 4 8	1,050	診断 I s = 0.6 以上有
5	市営大原団地 1 号棟	市営賃貸住宅	S 5 4	1,266	診断 I s = 0.6 以上有
6	市営大原団地 2 号棟	市営賃貸住宅	S 5 6	1,266	診断 I s = 0.6 以上有
7	八幡小学校	東管理・教室棟	S 4 1	1,766	H 2 0 改修済
8	八幡小学校	西管理・教室棟	S 4 4	2,070	H 2 0 改修済
9	八幡小学校	教室棟	S 5 0	1,114	H 2 6 改修済
10	大曾根小学校	西管理・教室棟	S 4 6	1,469	H 2 7 改修済
11	大曾根小学校	東管理・教室棟	S 4 5	1,614	H 2 7 改修済
12	大曾根小学校	東管理・教室棟	S 4 9	1,694	H 2 7 改修済
13	潮止小学校	西教室棟	S 4 8	1,565	H 2 6 改修済
14	潮止小学校	東教室棟	S 4 8	1,575	H 2 6 改修済
15	潮止小学校	管理棟	S 5 0	2,135	H 2 7 改修済
16	松之木小学校	管理・教室棟	S 5 1	1,568	H 2 3 改修済
17	松之木小学校	教室棟	S 4 8	3,197	H 1 1 改修済
18	中川小学校	教室棟	S 4 8	2,278	H 2 2 改修済
19	中川小学校	教室棟	S 5 1	2,016	H 2 3 改修済
20	八條北小学校	教室棟	S 5 1	3,246	H 2 2 改修済
21	八條小学校	西教室棟	S 4 7	1,717	H 2 5 改修済
22	八條小学校	東教室棟	S 4 7	1,436	H 2 5 改修済
23	八條小学校	管理棟	S 5 3	1,345	診断 I s = 0.75 以上有
24	大瀬小学校	管理・教室棟	S 5 2	3,483	H 2 4 改修済
25	大瀬小学校	教室棟	S 5 5	1,005	H 2 4 改修済
26	大原小学校	教室棟	S 5 3	3,361	H 2 4 改修済
27	柳之宮小学校	教室棟	S 5 4	3,828	H 2 1 改修済
28	大原中学校	東教室棟	S 4 8	2,639	H 2 1 改修済
29	大原中学校	西教室棟	S 5 2	1,128	H 2 1 改修済
30	大原中学校	東管理棟	S 4 9	3,155	H 1 3 改修済
31	八條中学校	管理・教室棟	S 5 2	3,381	H 2 0 改修済
32	八幡中学校	管理・教室棟	S 5 3	4,246	H 2 2 改修済
33	潮止中学校	教室棟	S 5 5	3,889	H 2 5 改修済

**(2) 新耐震基準の市有建築物** (特定既存耐震不適格建築物の規模要件)

No	施設名称	棟の用途	建築年次	延床面積 (㎡)
1	八潮市役所 (東棟)	事務所	H 5	1,273
2	メセナ	劇場等	H 2	5,445
3	ゆまにて	体育館、事務所	S 59	3,058
4	楽習館	劇場等	H 7	4,356
5	やしお苑	福祉施設	H 8	3,976
6	南川崎保育所	福祉施設	H 8	1,016
7	市営中馬場住宅1号棟	市営賃貸住宅	H 3	1,544
8	資料館	展示場	H 1	2,049
9	リサイクルプラザ	事務所等	H 6	3,190
10	エイトアリーナ	体育館	H 13	2,153
11	八潮中学校	教室棟	H 2	4,246
12		特別教室棟	H 2	1,504
13		屋内運動場	H 2	1,548
14	大原中学校	体育館	H 14	3,003
15	八潮消防署	消防庁舎	H 21	3,788

資料 3

地震発生時に通行を確保すべき道路

【表3-1】 八潮市内の緊急輸送道路一覧

種別	道路管理者	路線番号	道路種別	路線名	全区間
1	首都高速	首都高	高速	首都高速6号三郷線	八潮市浮塚（東京都境） ～三郷 JCT・IC
1	東日本高速	外環	高速	東京外かく環状道路	和光市南（東京都境） ～三郷南 IC
1	国交省	298	直国	国道298号	和光市新倉～ 三郷市高洲（東京都境）
2	国交省	4	直国	国道4号 （東埼玉道路／側道）	八潮市八條（白鳥交差点） ～越谷市大成町 （越谷流山線との交差点）
2	埼玉県	29	主要	草加流山線	草加市（谷古字橋交差点） ～三郷市早稲田（千葉県境）
3	埼玉県	54	主要	松戸草加線	三郷市鷹野 （国道298号との交差点） ～八潮市中央四丁目 （中央四丁目交差点）
					八潮市中央四丁目 （八幡小前交差点） ～草加市吉町 （吉町五丁目交差点）
3	埼玉県	115	一般	越谷八潮線	八潮市中央四丁目 （中央四丁目交差点） ～八潮市中央四丁目 （八幡小前交差点）
3	埼玉県	116	一般	八潮三郷線	八潮市浮塚（東京都境） ～三郷市番匠免（三郷 JCT・IC）

※種別 1：第一次特定緊急輸送道路

2：第一次緊急輸送道路

3：第二次緊急輸送道路

※道路種別 直国：国交省管理国道

高速：高速道路

主要：主要地方道

一般：一般県道